

第二期地域福祉支援計画 計画期間について

【計画期間】

- ・令和3年度から令和8年度（6年間）とする。
- ・令和5年度（3年目）に中間見直しを実施する。

計画名		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域福祉支援計画		第一期			第二期					
		3年間			6年間（R5に中間の見直し）					
参 考	高齢者保健福祉計画	3年間			3年間			3年間		
	障害者・障害児施策推進計画	3年間			3年間			3年間		
	子ども・子育て支援計画				5年間					

【計画期間のポイント】

- ・中間見直し前後の計画期間が3年間となり、高齢者保健福祉計画及び障害者・障害児施策推進計画と一致する
- ・今年度計画策定後、見直し後の計画期間まで2年間の推進期間を確保できる